平成30年度

保護者のみなさんへ 補助金のお知らせ(新制度園用)

品川区

品川区にお住まいの(住民登録をしている)満3歳から5歳(小学校就学の始期に達するまで)の幼児を 私立の特定教育・保育施設(私立幼稚園、私立認定こども園等)に通園させている保護者に対して、下記の 対象基準に該当する場合に補助金を交付します。

】 1 **保育料に対する補助金** ・・・<u>税額により補助金額がかわります</u>

- ★園児保護者補助金は品川区と東京都の補助金から交付されています。
- ★世帯の税額やお子さんの人数など、世帯構成によって補助金単価が異なります。

(1) 園児保護者補助金 対象基準

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は、予め区市町村民税に応じた利用者負担額となっているため、就園奨励費補助金は対象となりませんが、東京都の制度である園児保護者補助金は対象となります。



	区分	子区分	月額	年額	備考
1	生活保護世帯	第1子	13,200	158,400	- 多子軽減の算定 における 兄・姉の年齢制 - 限はなし ^{※1}
		第2子以降			
2	区市町村民税の所得割課税額が非課	第1子	13,200	158,400	
	税世帯および区分③のうちひとり親世 帯等*2	第2子以降			
3	区市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	第1子	11,500	138,000	NX IS A C
		第2子以降	13,200	158,400	
4	区市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	第1子	10,500	126,000	多子軽減の算定
		第2子以降	12,600	151,200	
5	区市町村民税の所得割課税額が 256,300 円以下の世帯	第1子	9400	112,800	は、小学校3年
		第2子以降	12,000	144,000	生までの兄・姉の
6	区市町村民税の所得割課税額が第1子256,301 円以上の世帯第2子以降	第1子	7000	84,000	数に応じる*1
		7000	34,000		

- ※1 多子軽減の算定は、小学校3年生までの兄・姉の数に応じます。ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、対象とする兄・姉の年齢制限はありません。(ただし、生計を一にする兄・姉に限ります。)
- ※2 ひとり親世帯等の場合、特例として、③区分に該当する場合は、②区分の補助金額が適用されます。(ひとり親世帯等であっても、④区分以上の世帯の場合は特例の対象とはなりません。)

くひとり親世帯等とは>

ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者)

- ★所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の特別税額控除適用前の額とします。
- ★世帯に課税されている人が複数いる場合は、その合計の課税額となります。
- ★4~8月分は平成29年度、9~翌3月分は平成30年度の課税額で判定します。
- ★保護者が実際に負担した保育料を上限としています。

(2) 補助金を申請するにあたっての注意事項

- ★品川区に住民登録、居住し、品川区から通園していることが条件となります。
- ★途中で入退園または品川区外に転出した場合は、在園・在区月数が交付対象となります(転入月は対象 となりません)。
- (3) 交付方法と振込時期・・・補助金は保護者の口座へ、年2回に分けて振込みます。

	口座入金予定	補助対象月	
1回目	10月中旬~下旬	4~ 9月	
2回目	4月上旬~中旬	10~3月	

※交付決定通知書をお送りします。(振込み時の通知はお送りしません。)

※通知書の再発行は出来ませんので、大切に保管してください。



入園料に対する補助金|・・・税額や所得による制限なし 100,000円

- ★対象者は平成30年4月から平成31年3月までに入園した方で、今年度まだ申請していない方です。
- ★入園料補助金は1人につき1回のみです。転園された場合の入園料は対象になりません。
- ★他の自治体で入園料補助金を交付されたことのある方は対象になりません。
- ★保護者が実際に負担した入園料を上限として交付します。



請 手 続

平成30年度 私立幼稚園等補助金交付申請書 兼 請求書 (1) 提出書類

このお知らせの「申請書記入手引き」を参照のうえ、必要事項をご記入ください。

品川区に住民登録がなかったご家族がいる場合は「(非)課税証明書」または給与証明等の提出が必要です。

基準日	平成 <u>29</u> 年1月1日現在		平成 <u>30</u> 年1月1日現在		
在住地域	他市区町村在住	海外在住(日本で住民税 が課税されていない)	他市区町村在住	海外在住(日本で住民税 が課税されていない)	
必要書類	平成29年度 (非)課税証明書	給与証明証等平成29年 中の収入がわかるもの	平成30年度 (非)課税証明書	給与証明証等平成29年 中の収入がわかるもの	

既に支給認定・利用者負担額の決定に際して課税証明書、給与証明等を提出している場合は、提出の **必要はありません。** ※詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

申請後、世帯構成や金融機関名、住民税額などの変更がありましたらすみやかにご連絡ください。

(2) 提出期限 平成30年7月27日(金)《必着》

> 上記の期限までに提出しなかった方(提出期限後に途中入園・転入された方など)は、 **最終期限の平成31年3月4日(月)《必着》**までに提出してください。 また、住民税額が変更になった場合はご連絡ください。

- 区役所へ郵送または持参 (3) 提出方法
- 〒140-8715 品川区広町2-1-36 (4) 提出先 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 私立幼稚園担当あて (ご持参の場合:第二庁舎の7階です)

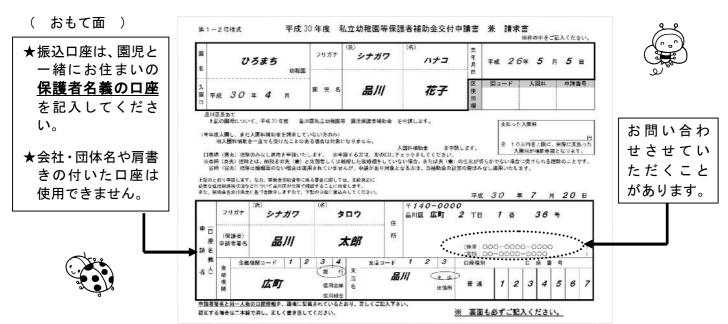
電話 03-5742-6039(直通)





申請書記入の手引き

- ※両面の枠の中を必ず記入してください。
- ※記入にあたってはボールペンまたはインクを使用してください。 (鉛筆、シャープペンシルは不可)



(うら面)

経助金州任予権定するための語言です。 枠の中をご記入ください。 ◆世帯構成についてご記入ください。 ※ 窓間児を含む家族全員。 単身整任等で同居されていないが関児を挟養している方も記入してください。 数学等で別 居されている生計を一にする見・姉帯がいる場合も記入してください。 ▲ □ <u>Cとり展開帯第に設当する場合は、左の口にくられてください。</u>
○ <u>Dとり展開帯第に設当する場合は、左の口にくられてください。</u>
※ ひとり製肥帯等とはひとり製肥帯の他、同一のかず良に右毛で次に到げる方がいる世帯をいいます。(点体障害主号板、滑雪手様、精神障害者保護指位予係の文付を受けた。 特別度生ま子ョンの女が現ます。 医尿条金の内壁器-磁牛条の内部者) 生年月日 所得割領 いる場合のみり シナガワ タロウ 1 切 2 大·3 的·4 平 45年 1 月 1 日 本人 品川 大郎 シナガワ サキコ 用层 小学 1 · 2 · 3 年生 # 品川 咲子 9470 河后 1507 シナガワ 1 明 2 大·3 昭·(夏) 10 年 3 月 1 日 小学 1 ・ 2・3 年生 品川 別居 200 1 明 2 大·3 昭·4平 22 年 5 月 1 日 小学 2 3 年生 7 品/// 次即 幼稚園 保育匠 対策 対策 1 明 2 大・3 昭 4 等 26 年 5 月 5 日 いませ 佐州田 小学 1 · Z · 3 年生 品川 同局 1 明 2 大·3 昭·4 平 年 月 日 就國吳勒賈 ◆平成 30年1月1日の時点で品川区に住んでいなかった(住民登録のなかった)ご家族がいる場合は、そのご住所を下欄に記入してください。 住民税の課税証明書を 図 添付しました 神奈川県横浜市〇〇区〇ームー× 品川 太郎 注) 住民税の課 Q証明書の提出が必要です。 必要年度など詳しくは補助金のお知らせをご確認下さい + 反射器の変更があり機関が変わる場合、車性者の車し出がなくとも特別級を変更する場合があります。

★ひとり親世帯の他、同一の世帯員に 在宅で次に掲げる方がいる世帯に 該当する場合は辺を入れて、該当す る方の手帳等の写しをご提出くだ さい。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児 童扶養手当の支給対象児童、国民年金の 障害基礎年金の受給者

- ★ 家族全員(園児を含む)を記入してください。
- ★ 単身赴任者、別居中の配偶者がいる場合または就学等で別居の生計を一にする兄・姉がいる場合も、必ず世帯構成に含めて記入してください。
- ★ 平成30年1月1日に品川区に居住していなかった方がいる場合は、そのときの住所をご記入ください。
- ★ 平成30年1月1日にお住まいの市区町村で発行された住民税の課税証明書 額」、配偶者控除の有無、扶養の人数が記載されたもの)をご提出ください。

海外から帰国された方など、平成30年度の住民税が課税されていない場合は、職場などで発行された平成29年中の給与総額を示す収入証明書等をご提出ください。

(平成30年1月1日に品川区に住民登録があった方は、課税証明書は必要ありません。(未申告の方を除く。))

※課税証明書等の提出がない方、または住民税未申告の方は補助金の支給対象外となります。

対象となる方は、申請書を提出してください。 提出期限:平成30年7月27日(金)《必着》

★ 提出期限後に途中入園・転入された方等は、随時(平成31年3月4日までに)提出してください。 最終期限は平成31年3月4日(月)《必着》です。

9

【 住民税について 】

住民税は特別区民税(市町村民税)・都民税(道府県民税)に分かれており、特別区民税は所得割額・均 等割額に分かれています。

私立幼稚園の保育料補助金は特別区民税の所得割額によって額を決定します。

ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除の税額控除前の額を基準とするため、通知書の表示と一致しない場合があります。

- ※ 申請後に住民税額が変更になった場合は、ご連絡ください。
- ※ 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園は <u>4~8 月分は平成 29 年度分、9~3 月分は平成 30 年度分</u> の特別区民税で判定します。
- 1. 特別徴収(給与所得者の方など住民税を給与控除で納めている方) 勤務先を通じて5~6月頃受け取ります。 ※お手元に届いていない方は勤務先へお問い合わせください。



2. 普通徴収(自営の方など、住民税を納付書や口座振替によって納めている方) 区役所から6月頃に各納税者あてに納付書とともに発送されています。 ※お手元に届いていない方は区役所税務課へお問い合わせください。



- 3. その他、非課税などの方には税額の通知がされませんので、各自ご確認ください。
- 4. みなし寡婦(寡夫)について

税法上の寡婦(寡夫)控除は、婚姻関係がある者が死別・離別した後、婚姻をしていない場合に対象となるため、婚姻歴がない方は本来寡婦(寡夫)控除の対象となりませんが、下記に該当している方は 寡婦(寡夫)控除があったとみなして、税額を再計算します。

【みなし寡婦(寡夫)控除の対象となるケース】

- ① 寡婦 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族 その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの
- ② 寡夫 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と 生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の所得金額が500万円以下で あるもの

過去に婚姻歴がなく、上記条件に該当している場合は、申請書表面のみなし寡婦(寡夫)欄にチェックを してご申請下さい。

